

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度 第4回 枚方市上下水道事業経営審議会
開 催 日 時	平成29年12月19日（火） 15時00分から16時45分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 3階 第3会議室
出 席 者	真山会長、八木副会長、浦上委員、西園委員、関委員、實松委員、山口委員、浅川委員、中西委員
欠 席 者	笠原委員、飯尾委員
案 件 名	1. 水道料金制度のあり方について 2. その他
提出された資料等の名	資料1 水道料金制度のあり方について（答申）（案） 当日配布資料1 水道料金における福祉減免の状況 当日配付資料2 上下水道局 出席職員等一覧
決 定 事 項	1. 基本水量の廃止は、福祉減免に大きな影響を与えることから、関係課と連携を取りながら、減免制度に対して配慮することについて、答申の中に、その趣旨を反映するような形で追加することとした。 2. 答申案について、追加の修正意見等があれば、12月25日（月）まで意見を受け付けることとした。 3. 意見を集約し、修正を行った答申案の最終確認については、会長に、一任することとした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 (事 務 局)	上下水道経営部 上下水道経営室（総務担当）

1 開 会

真山会長： ただ今から、平成29年度 第4回枚方市上下水道事業経営審議会を開催いたします。
まず、事務局から連絡・報告事項をお願いします。

事務局： 委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
それでは、まず、委員の出席状況をご報告いたします。

本審議会の委員総数は、11名でございます。

本日は、9名の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第7条第2項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、笠原委員、飯尾委員からは、本日欠席のご連絡をいただいております。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前にご送付させていただき、本日、ご持参いただきますようご案内しておりました。

事務局では若干ご用意させていただいておりますが、いかがですか。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

「次第」、右肩に資料番号を記載しておりますが、
資料1 「水道料金制度のあり方について（答申）」（案）です。

また、本日新たに配付する資料としまして、

当日配付資料1 「水道料金における福祉減免の状況」

当日配付資料2 「上下水道局 出席職員等一覧」

をお配りさせていただいております。

資料の不足等はございませんでしょうか。

次に、本審議会の公開・非公開についてですが、「水道料金制度のあり方の検討」にかかる案件については、これまで「公開」の取り扱いとしておりますので、本審議会は「公開」とし、傍聴が認められます。

それでは、傍聴希望者の確認をさせていただきます。

現時点で傍聴希望者はおられません。

次に、本審議会の会議録でございますが、これまでと同様に、発言委員名の記載、発言内容の全文筆記に近い要約筆記で作成し、公表させていただきます。また、会議録を正確に作成するため、会議内容の録音をさせていただきます。

それでは、会長、よろしくをお願いします。

2 議 題

真山会長： それでは早速ですが、次第に従って議事に入りたいと思います。
本日の案件は、「水道料金制度のあり方について」でございます。
では、事務局から説明をお願いします。

事務局： 本日の審議内容であります、「水道料金制度のあり方について」の答申（案）の確認に入らせていただく前に、前回の審議会におきまして、説明させていただきました内容につきまして、訂正とお詫び、追加の説明をさせていただきます。

それでは、担当から順に説明させていただきます。

<前回第3回審議会における説明内容の訂正とお詫び>

(使用料のお知らせにおける口径の記載について)

<前回第3回審議会における説明内容の追加説明>

(地下水採取にかかる指導や水量的な制約について)

真山会長： 今、事務局からの説明につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

真山会長： 特にご質問等がないようですので、説明につきましては、以上とさせていただきます。では、引き続き事務局から説明をお願いします。

<当日配付資料1 水道料金における福祉減免の状況 説明>

真山会長： ただいま、水道料金の福祉減免に関しての説明をいただきましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

浦上委員： この件につきましては、私から以前、問題提起いたしましたとおり、他市においても同じような状況で、基本水量を廃止した場合、福祉減免を受ける家庭では、基本水量の廃止とともに福祉減免の対象となる基本料金が、低く設定されてしまうということです。

要するに、現行の基本料金では、基本料金に基本水量が付与されており、1か月あたり8 m^3 までは従量料金が適用されず、固定的な基本料金のみ支払いということになります。

しかし、基本水量を廃止すると、1 m^3 から従量料金が適用されますので、基本料金がそのまま従量料金が適用されてしまいますと、これは、実質的な値上げになってしまいます。

ですので、今後、水道料金制度の見直しの中で、基本料金を低く設定し、かつ従量料金を1 m^3 から適用するという形に水道料金が変わることになるということかと思ひます。

また、基本料金を低く設定し、基本料金のみ減免ということになれば、当然今までの減免額と新たな基本料金の減免額との差額が出てきますので、減免を受ける家庭にとっては、負担増ということになりかねません。

そういう意味もありますし、これは福祉施策ですので、市長部局との調整ということになりますけれども、上下水道局として今後、水道料金制度を変えていく場合には、市長部局と連携をとりながら、福祉減免の施策に対しての配慮をどうするのかということも、当然、考えていかなければならないということになります。

今回の水道料金制度のあり方においても、その部分に関して、触れておかなければならないというのが、私のこれまでの意見であります。

ですので、ぜひ今回の答申におきましても、この点に触れておいていただきたいということです。以上です。

真山会長： はい、ありがとうございます。

福祉減免自体は水道料金制度そのものではないですけれども、非常に関連が深いということ、また、水道料金制度を変えることによって、現在、減免を受けている方の負担が増える

可能性があるということから、当然、改定に先立って市長部局の福祉部門との間で調整をする必要がありますので、そのことを答申の中に何らかの形で、留意事項として触れておく必要があるという趣旨であります。この点に関して、他の委員の方でご意見等はございますでしょうか。

真山会長： 特に、ご意見ないようです。

この福祉減免に係る留意事項というのは、答申の中に具体的な減免の方法や金額といったことまでを追加するのではなく、水道料金制度の見直しにあたっては、福祉減免に対する配慮が必要であるという趣旨を追加するという考え方について、ご了解いただけますでしょうか。

○「異議なし」の声あり

真山会長： はい、ありがとうございます。

それでは、福祉減免に関しましては、答申を具体的に作成する中で、ただいま、浦上委員からご指摘いただいた趣旨を反映するような形で追加したいと思います。

それでは、引き続き、事務局からお願いします。

<資料1 水道料金制度のあり方について（答申）（案）確認>

（1. はじめに～4. 当審議会の基本的な考え方）

真山会長： はい、ありがとうございました。それでは、読み上げていただきました「1. はじめに」から「4. 当審議会の基本的な考え方」のところまでで、一旦切りまして、ご審議をお願いしたいと思います。ここまでの部分で、ご質問、あるいはご指摘などございましたら、お願いいたします。

浦上委員： 方向性については、特に問題ないかと思うんですけど、3ページの「公平性の確保」の中で、②「世代間における公平性」に関して、今回の「水道料金制度のあり方」の議論の中で、どのような関わりがあったのか。「世代間の公平性」というと、よく、企業債に関して議論するところですけども、今回の料金制度では、そういった中身については議論せず、「5. 当審議会での調査・審議事項」にある、五つの論点について議論してきたかと思います。

この「世代間の公平性」についての視点が、どこに含まれているのか、どのような関わりがあるのか説明をお願いします。

事務局： まず、資料1の参考資料2をご覧くださいと思います。

審議会での基本的な考え方と論点（フロー図）でございますが、今、浦上委員から、ご質問がありました内容につきましては、フロー図の審議会での基本的な考え方の、料金制度としてどうあるべきかの中の「Ⅲ. 公平性の確保」の②の内容でございまして、この「公平性の確保」を図るために、「世代間における公平性」という観点を位置付けております。

この観点につきましては、五つの論点は当てはまらず、「将来を見据えた費用の算定」が関わり、借入金関係のことなど、将来の負担も見据えた公平性というところになります。

この将来を見据えた費用の算定については、当然、上下水道局において将来を見据えた適正な原価計算を実施して、適切な配賦割合を検討していく、ということでございます。

参考資料2の基本的な考え方「Ⅰ. 適正な原価に基づく料金算定」「Ⅱ. 水需要に応じた料金制度」でも将来を見据えた適正な原価計算を実施し、適切な配賦割合を検討していくという記載がございまして、これらについても、上下水道局において取り組むべきことなので審議会での水道料金制度のあり方の検討には含めないものでございます。

審議会での基本的な考え方の1つとして「公平性の確保」はございますが、このことを図るための「世代間における公平性」につきましては、ただいまの理由によりまして、これまで審議の構成をさせていただいております。

以上です。

浦上委員： 今後、水道料金制度を検討する際は、「世代間の公平性」に配慮したものであるべきですし、おそらく、適正な原価計算には、資産維持費等の検討も含まれてくるのであろうと。

そういったところであれば、「世代間の公平性」というキーワードは入ってくるかと思えます。

ありがとうございました。

真山会長： ご質問、ご指摘ありがとうございました。

水道料金制度そのものには、「世代間の公平性」という要素が直接入っているわけではありませんが、水道料金制度を検討するうえで行われる原価計算の中で「世代間の公平性」といった視点を入れなければならないということです。正直なところ、この審議会の中で、「世代間における公平性」そのものを議論したわけではございませんが、当然そういう要素も必要であるという理解でいきたいと思えます。

ほかに何かご意見、ご指摘等ありますでしょうか。

真山会長： また、全体を通した後に再確認する場を設けますので、一旦「4. 当審議会の基本的な考え方」まではご確認いただいたということで、次に進めていただきたいと思います。

<資料1 水道料金制度のあり方について（答申）（案）確認>

（5. 当審議会での調査・審議事項 ～ (2) 基本水量）

真山会長： はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま読み上げていただきました「5. 当審議会での調査・審議事項」から「(2) 基本水量」までのところで、ご質問、あるいはご指摘などございましたら、お願いいたします。

浦上委員： 議論の流れは問題ないかと思いますが、4ページの「<調査・審議事項>」の「(1) 基本料金・従量料金」の上から2行目にある「浄水をはじめ、導水、送水、配水といった施設」という部分ですが、その後の「健全に維持管理及び更新」に繋がるので、水道施設ということで「浄水場をはじめ、導水管、送水管、配水管」が的確かと思うんですが、いかがでしょ

うか。

事務局： ご指摘ありがとうございます。
水道施設の表記について修正させていただきたいと思います。

真山会長： ご指摘ありがとうございます。確かにそのとおりですね。
全てに施設をつけるか、導水、送水、配水に関わる施設といった表現の工夫が必要になるかと思います。その点は、ご指摘の趣旨を踏まえて、表現を変更・工夫していこうと思います。
ほかに何かございますか。

真山会長： それでは、引き続き、事務局からご説明をお願いします。

<資料1 水道料金制度のあり方について（答申）（案）確認>
(<当審議会での調査・審議事項> (3) 料金体系)

真山会長： はい、それでは、ただいまの「(3) 料金体系」につきまして、ご指摘やご質問などございましたら、お願いいたします。

浅川委員： いくつか質問というか確認なんですけれども、従来の用途別料金の「一般用」「浴場用」「臨時用」なんですけれども、これは単価で言うと、単価の順ほどの順番になるんですか。

事務局： 1 m³あたりの単価で言いますと、「臨時用」が一番高く、続いて、「一般用」、「浴場用」とおおよそこの順番になるかと思います。

浅川委員： 答申の「水道使用者の負担能力に着目し」となっているんですけれども、今の体系では、それぞれの用途の使用者の負担能力に着目した料金にはなっていないのではないかという気がします。

例えば、「商業用」や「工業用」でしたら、企業が負担するということで、多少は負担能力に着目した料金という意味合いになるかと思うんですけど、今の「一般用」「浴場用」「臨時用」でしたらこの負担能力に着目したという点に当てはまるのかなというのが疑問点です。

事務局： 浅川委員のご指摘の用途別料金体系については、「(3) 料金体系」の4行目に「平成25年10月に従来の業務用、家事共用」とあり、現在の「一般用」区分の前身は、「一般用」「業務用」「家事共用」の区分でした。こちらの区分ですと、負担能力の差に着目した用途別の料金体系という形でありましたが、そういった中で、例えば、「業務用」に該当する店舗付住宅の業種に応じた用途の分け方についてなど、様々な課題もありました。そういった関係からも、業務用、家事共用、そしてその当時の一般用といったところを融合させ、一般用といった形で平成25年の段階で設定させていただいたというところを、当審議会の方でもお話をさせていただいたかなと思っております。

今、浅川委員のご指摘の箇所の後述にありますように、その一般用に関して、いわゆる負担

能力に応じてというところについて、すでに離れたものになっているので、口径別体系の妥当性という審議会での検討結果を結論にさせていただき、このような表記にさせていただいたということでございます。

浅川委員： そもそも、何年か前までは、こういう負担能力というものを考慮して、料金を決めていたという、そういう理解でよろしいですかね。

真山会長： ただいまの件で、枚方市の場合は、形式としては用途別料金体系を取っているんですが、実質的には、用途別料金体系の機能を果たしていないというのが現状であるということです。まあ、このあたりは、「(3) 料金体系」の6行目にある「本来の「用途別料金体系」の意図から離れたものとなっている」という表現で現状を指摘していると考えることが出来るかと思えます。ということではよろしいですか。

浅川委員： はい。

真山会長： ほかに何かございますか。

関 委 員： 内容的な問題ですが、「(3) 料金体系」の8行目からの部分は、水量が多いほど維持管理経費がかかるという意味だと思うのですが、それが少しこの表現ではわかりにくいのではないかとこのように思いました。

普通は水量が大きいほど維持管理費が必要ですがけれども、そのことを明確にしておく方がいいのかなと。そうすると、その後のメーターの口径が大きいほど、口径別料金が高くなるということに繋がってくるのかなと思えますので、文章の構成を組み直した方がいいのではないかと思いました。

真山会長： はい、ありがとうございます。

事務局としてご指摘のような趣旨で修正ということで、よろしいですか。

事 務 局： はい、そのような趣旨で事務局としては、修正を行いたいと考えております。

真山会長： ほかに何かありますでしょうか。

浦上委員： 一点、確認ですがけれども、問題なければ良いですが、料金体系というものは、料金体系 イコール 料金制度 で、もう少し広い概念として使われているようなものと理解しています。

料金体系というのは、基本水量とか逓増度とか、そういった概念も含むもので、今回、「用途別・口径別」を「料金体系」として使われています。「料金体系」とはすなわち、「用途別・口径別」の議論なのだということであれば、見出しとして「料金体系」ということでいいと思うんですがけれども、もし、料金体系をもう少し大きな概念を含むものであるとするならば、ここにはひとつ工夫が必要ではないかなと思います。

この答申案の目次に戻りますと、「5. 当審議会での調査・審議事項」の中に「(3) 料金体系」とあると、ちょっと浮いてしまうのではないかなと。

今回は、「用途別・口径別」ということなので、「用途別・口径別」とあれば、何の議論なのか、私にとってはものすごく明確なんです。料金体系という言葉の使われ方であれば、ここでは、「用途別・口径別」の議論そのものを指すものとして、イメージされるものなのではないでしょうか。

料金体系という見出しで問題ないのか、枚方市としてどのような見解なのか、ご説明いただければと思います。

事務局： ありがとうございます。

今まで審議会でご議論いただいている区分によりますと、料金体系として、「用途別・口径別」の議論をしていただいていたかなということでございますので、「料金体系」というのは、いわゆる、「用途別・口径別」の内容でございますが、今のご指摘を踏まえ目次の項目等につきましては、一定考えていきたいと思っております。いかがでしょうか。

真山会長： これまで、その部分については、資料等でも「料金体系」と出てきておりましたので、今、ご指摘いただくまで意識していなかったのですが、いわれてみれば体系というのは、かなり大きなものを指すことが多いですね。今回、この審議会でも検討している水道料金制度が料金体系というものに近い意味に取れるのですけれども、この部分の説明は、「用途別・口径別」のあとに全て料金体系というのがついています。

水道事業の分野では、一般的に体系というものはついているのでしょうか。「用途別料金・口径別料金」だけではどうなのでしょう。

枚方市として体系で定着しているということであるならば、特に問題はないのですが。

事務局： ありがとうございます。

こちら、日本水道協会が出している「水道料金算定要領」では、「用途別料金・口径別料金」とありまして、体系までは記載されておられません。

ですので、体系までついていないものが一般的ではないのかなと思います。

事務局としては、体系までつけた形の方がわかりやすいと考えておりましたので、そのような形で資料等は出させていただきます。

事務局： 補足でございますが、総括原価方式や個別原価主義などの表記内容を含めたものとなっているのが現状ですので、そのまま読むと、料金体系とはかなり広域に捉えられるようなものになってしまうので、その表記につきましては、訂正したいと考えております。

真山会長： 今、(3) の見出しが、料金体系という言葉で収まっているのですが、これを変えるとどういう言葉になるのでしょうか。

この「用途別・口径別」の議論をするところの見出しとして、文字通り「用途別・口径別」とするのか。

この部分を修正しますと、資料2のフロー図などにも料金体系という表現があり、それで整理が出来ておりますので、全部が変わってくると思いますか、連動して変更しなければいけないということがあります。

単語で端的に表現できないと、なかなかうまく対応して修正が出来なくなります。

ただ、今回の答申の中で、全てをしっかりと読んでいただければ、料金体系の言葉の使い方はこういう意味で使っているというのは、理解はしていただけるんですが、今ご指摘がありましたように一般的に誤解を持たれる可能性がないわけではないということからすれば、表現を何か工夫した方が良いというのはそのとおりだと思います。

また、「用途別料金・口径別料金」というふうに、体系をつけないという表現の方が、一般的と言うか、多いということであれば、表現の中の体系を取ってしまうなどの検討もあった方がいかと思いますので、どういう言葉に変えるかというのは、もし委員の皆さんで、良い案があればアドバイスをいただきたいんですが、何か出ないようでしたら事務局の方で、知恵を絞っていただく必要があるかと思います。

この料金体系が変わる、何か良い表現はございますか。

浦上委員： 例えば、目次であれば、料金体系というところであれば、そのものずばり「用途別料金・口径別料金」ということなので、(1)でも、「基本料金・従量料金」と書いてありますように、同じように「用途別料金・口径別料金」ということで、議論をしているそのものを項目としてあげて、後は単に、文章中の体系という言葉を取るということをすれば、何箇所にも出てくることはありますけれども、文章を丸ごと変えるようなことではなくて、単純にその部分だけ変えていけばいいだけの話なのかなと思います。

目次のところでは、「用途別料金・口径別料金」ということにして、答申の中の文言としては、体系という言葉を取っていくだけのことをすれば、特に意味も変わらず、修正できるのではないかと。

資料2のフロー図のところも、結果的には、料金体系というところを「用途別料金・口径別料金」というように変えていくだけの話ですむかなと。

なので、料金体系というところだけ「用途別料金・口径別料金」に変えていくところの修正ですむのではないかと思うんですが。

真山会長： はい、そうですね。

料金体系という言葉は、「用途別・口径別」の議論以外に出てこないです。

だとすれば、ご指摘のあったとおり、そのものずばり「用途別料金・口径別料金」ということに置き換えてしまえば、何とかなりそうですね。

本文中の用途別料金体系の体系という言葉がついているものについては、これを削除することでたぶん大きな問題は起こらないであろうと思います。

では、そういう方向で修正していただき、また全体を見渡して、もし不都合があれば、そこはまたご判断いただくということでお願いします。

とりあえず、料金体系というところについては、「用途別料金・口径別料金」というような表現に置き換えることにさせていただきます。

ほかに何かございますでしょうか。

真山会長： ひとまずよろしいでしょうか。

それでは、ただいま、「(3) 料金体系」まで行きましたので、引き続き、7ページ「(4) 増度」のところを事務局で説明をよろしく申し上げます。

<資料1 水道料金制度のあり方について(答申)(案)確認>

(<当審議会での調査・審議事項> (4) 逡増度)

真山会長： はい、ありがとうございました。

それでは、「(4) 逡増度」の部分につきまして、ご指摘やご質問などございましたら、お願いいたします。

浦上委員： 私たち委員はよく理解しているのでわかるんですけども、果たしてこれを読んだ人が、深い理解に及ぶかというところで、いくつか表現を配慮された方がいいのではないかと。

例えば、(4) の3段落目と4段落目の部分と同じことを言っていますよね。要するに、大口使用者が、逡増度の高いところで水道を使用しているため、水道の使用を控えると給水収益が大きく減少して、経営の安定性に支障をきたすというところかと思しますので、この3段落目と4段落目の部分は、同じ説明が、2回繰り返されているということかと思しますので、何が違うのかというところを明確にするか、同じことなので書き方を変えるかということをしていただきたい。

もう一点、一番最後のところですが、議論として前回、八木副会長が環境問題についてお話されていたと思うのですが、「節水等の努力については、水道料金制度とは別に取り組んでいく必要がある。」とあるのですが、上下水道局として、節水等の努力なのか、市民の皆様に対して節水意識を持っていただくよう、普及啓発に取り組むのかを、上下水道局として節水に関わるどのような努力をされるのか。

上下水道局自身が節水努力をするわけではないと思いますので、何らかの意図がもう少しわかるように書き方を工夫されればいいかと思します。

以上2点をよろしく申し上げます。

真山会長： はい、特にコメントはございませんか。

この趣旨はご理解いただいているということで、前段の趣旨は、同じことの繰り返しで、一応、「または、」となっているのですが、要は具体例だと思いますので、そのあたりの表現を工夫するなり、場合によっては削除してしまってもいいのかもしれませんが。

それから、「節水等の努力については」という一番最後の部分ですが、確かに誰の節水のことについてどうするのかということが分かりにくいです。おそらく、上下水道局がやることとすれば、市民に節水を促進してもらうためのいろいろな取り組みなんだろうね。

なので、節水してもらうためのキャンペーンなどの広報・周知等については、水道料金とは別に取り組んでいくという趣旨だと思うんですが、その辺を分かるような表現に変更するということしていきたいと思します。

そのほかに意見等お願いいたします。

関委員： 細かい話なのですが、先ほど、料金体系等の話がございましたので、意見いたします。

(4) の5段落目が逡増制料金体系となっているので、この部分については統一された方がいいかと思します。

事務局： こちらの部分ですが、厚生労働省の「新水道ビジョン」から抜粋し、原文のままとなって

おりましたので、こちらだけ、そのまま表記させていただいております。

ほかの部分と見比べると、どうしてもこの部分だけ浮いてしまうんですけども、原文抜粋ですのでこの表記にさせていただいております。

関 委 員： では、注釈を入れるというのは。

浦上委員： 厚生労働省のレポートでも同じようなことを言っていました。

ほかのところから持ってきたので、ここだけは表現を変えられないということですか。

事 務 局： こちらの一部抜粋というのが分かりにくくなっておりますので、分かりやすいような形に修正をしたいと思います。

真山会長： いわゆる直接引用でなければ、趣旨や内容が変わらなければ、必ずしも使っている言葉をそのまま、使わなくてもいいと思います。逆に直接引用ですよというのであれば、括弧か何かで表記した方がよいだろうと思います。

原文を鉤括弧で持ってくるか何かした方がいいのかも知れないですね。確かにこれだけが浮いていますので。

関委員の意見を踏まえてこの部分も検討をお願いします。

ほかに何かございますか。

真山会長： よろしいでしょうか。

では、(4) 遞増度については、ひとまず以上としまして、また、引き続き事務局から説明をお願いします。

<資料1 水道料金制度のあり方について(答申)(案)確認>

(<当審議会での調査・審議事項> (5) 地下水利用者への対応)

真山会長： はい、では、「(5) 地下水利用者への対応」の部分について、ご指摘、ご質問をお願いします。

浦上委員： 答申の中の、「今後、さらに地下水利用へ移行が進む場合には、適切な対策を講じなければならない。」とのことなんですが、今の地下水利用者に対しては、まったく何もしないと、この答申が読めてしまうんですけども、すでに地下水を利用されている場合であっても、大口径の水道管をすでに設置しておられますし、今回の口径別料金への見直しからすると、当然大口径の利用者に対しては、しかるべき基本料金の負担というものを求めていかなければならないです。

私を感じたのは、もうすでに地下水に移行されてしまった方には、何もしないように読めちゃうので、ちょっと書き方として、ひと工夫、必要ではないかなと思います。

「今後、さらに移行が進む場合は」というところは、これまでのものも含めて、適切な対策を講じなければならないということが、この審議会でも、対策を講じていただきたいという趣旨であったのではないかと思うんですが、会長いかがでしょうか。

真山会長： ご指摘のとおりです。

現に、すでに地下水に移行されている利用者等については、口径別が変わることによって、実質的には負担が増えるわけです。

そういう意味では、現時点の地下水利用者にとっても一定の負担といたしますか、そういうものが発生するというものが一方であるのですが、それ以上の何かを今の時点でやるということはない。

ただし、今後どんどん地下水への移行が進むような状況が出てくるのであれば、そこに一定の何か新しい対応が必要であるという議論であったと、私も理解しておりますので、それでよろしいでしょうか。

浦上委員： はい。

真山会長： ですので、現状では、口径別に料金の仕組みを変えることによって、主に地下水利用の事業者の中には実質的には負担増になるような事業者は相当程度、出てくるわけで、それは地下水利用対策としてしたわけではなく、結果としてそういうことが起こるということです。地下水利用対策そのものについては、もう少し状況を見たいうえで、その状況の変化に応じて適切に対応していくということで、よろしいでしょうか。

そのうえで、そのように読めるかどうかなんですけれども、今、浦上委員からご指摘いただいたとおり、現在、すでに地下水利用している事業者に対しては何もしないようにも読めるので、口径別料金になることによって、現在の利用者については負担がある程度は変わるが、それ以上のことは、現在のところはないというように書いた方がいいでしょうか。

浦上委員： 直ちに、対策を講じる必要がないというのが、口径別料金に変わるので、一定対策としては取っているのではないかと思うんですけれども。

真山会長： 何もしないというのが強調されすぎている、という感じなんです。

何も起こらないかのような感じにもなるので、口径別料金に移行すること以外には、直ちには対策を取らないといった趣旨が入った方がいいということですよ。

浦上委員： 何もしないわけではない、ということです。

真山会長： 一応、口径別料金に移行することも、地下水利用者に新たな負担を生み出すということもあるので、今はそれ以上のことはしない、というぐらいのニュアンスの方がいいということですね。

関 委 員： 地下水利用に特化した対策を講じない、といった方が分かりやすいのではないのでしょうか。

真山会長： 地下水利用に特化した対策は取らないという、特化という言葉を入れるのはひとつですね。

では、現在の地下水利用をしている事業者に対しては、口径別料金が適用されることによって、一定の負担が生じるということがあるので、現状では、地下水利用に特化した対策を直ちに取る必要まではないとして、現状とは少しは変わりますよ、というような趣旨の文章

にしたいと思います。

ほかには、何かございますでしょうか。

真山会長： よろしいでしょうか。

では、最後、「6. おわりに」について、事務局からご説明をお願いします。

<資料1 水道料金制度のあり方について（答申）（案）確認>
（6. おわりに）

真山会長： はい、では、「6. おわりに」の部分で何かございましたら、よろしくをお願いします。

浅川委員： 9ページの最後から2行目のところなのですが、「より一層の事業経営の効率化」と、その後では「構築されること」とされているので、前後のつながりが出来ていないのかなと思いますので、事業経営の効率化にかかる言葉として、例えば、「図られること」や「実現されること」などの文言が必要ではないかと思います。

真山会長： はい、ありがとうございます。確かにそうですね。

「効率化が図られること」ぐらいの言葉があった方がいいですね。「そして、」以降の文章との2つを「願う」という形の方がいいですね。

ほかには、何かございますでしょうか。また、全体を通じて何かお気づきのことがございましたら、ご指摘いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

真山会長： よろしいでしょうか。

では、答申案の全文について、ご審議、ご検討していただきまして、いろいろと修正すべきところはございましたが、全てが表現に関するもので、内容に関することで大きく変更するというご指摘はなかったと思います。

趣旨はそのままですが、表現によって読み手に与えるニュアンスとといいますか、イメージが変わる部分がありましたが、基本的には、この内容でこれまでの本審議会での議論が反映されているということで、お認めいただけたものというように理解しております。

表現等の修正は、今後するというので、このあたりのところも含めまして、事務局から何かあればお願いします。

事務局： 本日はありがとうございました。

この答申案につきまして、皆様のご意見をいただきまして、より内容が充実したものとなったかと思えます。誠にありがとうございました。

本日、ご欠席の委員もおられますので、本日ご出席の委員の方からも含めまして、追加の修正意見を受け付けさせていただきたいと考えております。

追加の修正意見の締切は、12月25日（月）と考えております。

つきましては、12月25日以降、本日いただきましたご意見と今後追加でいただくご意見に基づき、事務局において答申案の修正作業を行わせていただき、修正後の答申案ができ次第、その内容を会長にご確認いただいたうえ、次回1月15日に開催予定の第5回審議会において

ご答申いただきたいと考えております。

また、次回審議会では、平成28年度実績に係る水道・下水道事業の経営評価について、案件として予定しております。

真山会長： ただいま事務局から説明のありましたとおり、この後も、12月25日までは修正意見の受け付けをいたしまして、それも踏まえまして、事務局の方で修正をしていただきます。

その修正内容、具体的な表現につきましては、私に一任いただけますでしょうか。

○「異議なし」の声あり

真山会長： ありがとうございます。

それによって出来た答申を、第5回審議会において提出するという形になるということでございます。そして、第5回審議会の案件としては、水道・下水道事業の経営評価を実施するという、この審議会の本来の業務とっていいものですが、その経営評価を行うということでご了承いただけますでしょうか。

○「異議なし」の声あり

真山会長： ありがとうございます。

では、本日の審議会は、以上で終了しました。事務局お願いします。

事務局： 正副会長をはじめ、委員の皆様のご協力により、円滑に議事を進めることができました。誠にありがとうございました。

本日は、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただき、1年以上にわたりご審議いただきました「水道料金制度のあり方」について、答申に向けた最終段階を迎えることができたこと受け止めています。誠にありがとうございました。

また、年の瀬のお忙しいところ、お集まりいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。委員のみなさまにおかれましては、どうぞよいお年をお迎えください。

以上で、散会とさせていただきます。